

「ゲームセンター」における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

令和2年5月14日策定

令和2年8月17日改定

令和3年7月20日改定

一般社団法人 日本アミューズメント産業協会

1. はじめに

本ガイドラインは、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日（令和2年5月4日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下、「対処方針」という。）を踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議

「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（令和2年5月4日。以下、「提言」という。）において示されたガイドライン作成の求めに応じ、ゲームセンターにおける新型コロナウイルス感染拡大予防対策として実施すべき基本的事項を整理したものである。

対処方針においては、特定警戒都道府県以外の都道府県において、「クラスターの発生が見られない施設については、「入場者の制限や誘導」「手洗いの徹底や手指の消毒設備の設置」「マスクの着用」等の要請を行うことを含め、「三つの密」を徹底的に避けること、室内の換気や人ととの距離を適切にとることなどをはじめとして基本的な感染対策の徹底等を行うことについて施設管理者に対して強く働きかけを行うものとする。」とされていることから、全国のゲームセンターについて、施設を開放することとする場合の前提となる感染防止対策に関する基本的事項を定めることとする。

本ガイドラインでは、提言4.（2）「業種ごとの感染拡大予防ガイドラインに関する留意点」、別添「『新しい生活様式』の実践例」（参照1）及び「緊急事態措置の維持及び緩和等に関する（令和2年5月4日付 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡）」を参考に、場面ごとに具体的な感染拡大予防対策を規定している。

ゲームセンターを管理・運営する者（以下、「施設管理・運営者」という。以下同じ。）は、対処方針の趣旨・内容を十分に理解した上で、本ガイドラインに示された「感染防止のための基本的な考え方」、「リスク評価」及び「ゲームセンターを運営するに際して講じるべき具体的な対策」を踏まえ、現場において試行錯誤をしながら、それぞれの周辺状況や施設様態等も考慮した創意工夫も図りつつ、新型コロナウイルスの感染防止に取り組むことが求められる。

事業を再開するかどうかの判断にあたっては、引き続き、施設が所在する都道府県の知事からの要請等を踏まえて適切に対応いただきたい。なお、本ガイドラインの内容は、今後の各地域の感染状況・対処方針の変更のほか、新型コロナウイルスの感染拡大の動向や専門家の知見等を踏まえ、必要に応じて適宜見直し・改訂を行うものとする。

2. 感染防止のための基本的な考え方

施設管理・運営者は、施設の規模等を十分に踏まえ、施設内及びその周辺地域において、当該施設の従業員（以下、「従事者」という。）及び施設に来る入場者（以下、「来場者」という。）への新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、最大限の対策を講ずるものとする。

特に①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件（いわゆる「三つの密」）のある場では、感染を拡大させるリスクが高いと考えられ、本ガイドラインは、これを避けることなど、自己への感染を回避するとともに、他人に感染させないように徹底することを旨とする。

3. リスク評価

施設管理・運営者は、新型コロナウイルスの主な感染経路である①接触感染、②飛沫感染のそれぞれについて、従事者や来場者等の動線や接触等を考慮したリスク評価を行い、そのリスクに応じた対策を検討する。

また、事業再開に伴って、③地域における感染状況のリスク評価も必要であることに留意が必要である。

①接触感染のリスク評価

他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場を最低限にする工夫を行う。特に高頻度接触部位（遊技機操作レバー、プッシュボタン、テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、タブレット、タッチパネル、レジ、蛇口、手すり、エレベーターのボタン、エスカレーターのベルト、両替・券売機など）に留意する。

②飛沫感染のリスク評価

施設における換気の状況を考慮しつつ、人と人との距離がどの程度維持できるか、施設内で大声などを出す場所がどこにあるかなどを評価する。

- ・施設内概ね 2 m^2 に1人の入場制限を設け、積極的に感染リスクを減らす。
- ・遊技機の座席間隔（できるだけ 2 m を目安に（最低 1 m ）確保するよう努める）を設け、物理的に間引き・遮蔽パネル等を講じる。
- ・遊技機を低音量に設定し対応する。

③地域における感染状況のリスク評価

施設が所在する地域の生活圏において、地域での感染拡大の可能性が報告された場合の施設管理・運営への影響について評価する。感染拡大リスクが残る場合には、対応を強化することが必要となる可能性がある。

4. 事業実施に際して講じるべき具体的な対策

①総論

- ・提言に基づく感染拡大防止策を徹底することが重要であり、例えば、人との接触を避け、対人距離を確保（できるだけ2mを目安に（最低1m））することが前提である。
- ・感染防止のための来場の制限を実施することが必要であり、例えば、以下のようないくつかの手段が考えられる。
 - 来場可能者数の制限（密集回避できない場合そのキャパシティに応じた人数制限・動線の確保）
 - 日時指定営業時間短縮の導入
 - 地域に配慮した営業時間の導入（時間短縮）等
- ・「リスク評価」の結果、具体的な対策を講じても十分な対応ができないと判断された場合は、事業再開の中止又は延期の検討や、一部遊技設備の運用の中止の検討を行うこととする。
- ・感染防止対策の実施及び感染の疑いのある者（※有症者の定義）が発生した場合の対応に際し、速やかな連携が図れるよう、所轄の保健所等との連絡体制を整える。
- ・高齢者等の感染した場合の重症化リスクが高い来場者に対して、サービス提供側においても、より慎重で徹底した対応を検討する。

※有症者の定義：新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接觸がある場合、同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合、過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航並びに当該在住者との濃厚接觸がある場合。

②来場者の安全確保のために実施すること

- ・来場前には、マスクの着用を促し、代用としてハンカチなどを要請。来場を控えてもらうケースを事前に周知する。
- ・「有症者」の定義に該当する者並びに以下に該当する者の入場制限を実施するとともに、必要に応じて来場者に対する検温を実施する。
 - 来館時に巡回などを通じて体調が悪いと思われる方への声掛け検温を行い、個人の平熱概ね+0.5℃以上の発熱があった場合
 - 軽度であっても咳などの症状がある場合

- ・咳エチケット、マスク着用、手洗い・手指の消毒（なお、消毒液は、アルコールや次亜塩素酸ナトリウム溶液等、当該場所に最適なものを用いることとし、不足が生じないよう定期的な点検を行う。（以下、消毒液に関する記載において同じ）の徹底を促す。
- ・接触確認アプリ（COCOA）等の利用を来場者に呼び掛ける。
- ・感染防止の注意喚起のための店内周知を行うこと。

③従事者の安全確保のために実施すること

- ・従事者の緊急連絡先や勤務状況を把握する。
- ・従事者に対して平熱体温を登録し、勤務時に検温を促し、特に個人の平熱概ね+0.5℃以上の熱が記録された場合は、必要に応じて医療機関、保健所等の受診を促すとともに、診断結果を館内で記録する。
- ・**有症状者（発熱又は風邪等の症状）の出勤自粛。**
- ・咳エチケット、マスクの着用、手洗い・手指の消毒を徹底して実施する。
- ・従事者に感染が疑われる場合には、保健所等の聞き取りに協力し、必要な情報提供を行う。
- ・接触確認アプリ（COCOA）等の利用を従業者に呼び掛ける。

④特に留意すべきこと

- ・直接手で触れることができる設備については定期的に消毒するなど感染防止を徹底する。また、来場者に対して、直接手で触れるような設備については触れる前に消毒を行うことなどの注意喚起や使用方法の工夫を行う。
- ・特定の場所の前に大勢の人数が滞留しないための措置を講じる。
- ・来場者が、大声を出す、飲食をする等をしないよう注意喚起を行うこととする。
- ・感染が疑われる者が発生した場合、以下のとおり対応する。
 - 速やかに別室或いは施設外への誘導を行う。
 - 対応する従事者は、マスクや手袋の着用等適切な防護対策を講じた上で対応する。
 - 保健所等へ連絡し、指示を受ける。
 - 症状が重篤な場合は、保健所等とも相談し、医療機関へ搬送する。
 - 接触確認アプリ（COCOA等）による通知のあった従事者等には、アプリの画面に表示される手順に沿って検査の受信を促す。

⑤施設管理

ア) 施設内

- ・清掃、消毒、換気を徹底的に実施する（換気については支障をきたさない範囲で実施し、乾燥する場面では湿度40%以上を目安に加湿する。）。
- ・他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場を最低限にする工夫を行う。特に高頻度接触部位（遊技機操作レバー、プッシュボタン、テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、タブレット、タッ

チパネル、レジ、蛇口、手すり、エレベーターのボタン、エスカレーターのベルト、両替・券売機など)に留意する。

- ・清掃やゴミの廃棄を行う者は、マスクや手袋の着用を徹底する。
- ・鼻水、唾液などが付いたゴミは、ビニール袋に入れて密閉して縛り、ゴミを回収する人はマスクや手袋を着用する。
- ・清掃やごみ廃棄作業を終えた後は、手袋を外したのちに手洗いや手指消毒を行う。
- ・ユニフォームや衣服のこまめな洗濯を行う。

イ) 休憩スペース

- ・**常時換気を行い**、対面での飲食や会話を回避するよう促す。
- ・休憩中に、人が滞留しないよう、間隔を置いたスペースづくり（できるだけ2mを目安に（最低1m）確保するよう努める）等の工夫を行う。
- ・テーブル、椅子等の物品の消毒を定期的に行う。
- ・従事者が使用する際は、入退室の前後に、手洗いや手指消毒を行う。

ウ) トイレ

- ・不特定多数が接触する場所は、定期的に清掃・消毒を行う。
- ・トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。
- ・ペーパータオルや個人用タオル、液体せっけん、手指消毒剤などを準備する。
なお、ハンドドライヤー設備は、メンテナンスや清掃等の契約書を確認し、アルコール消毒その他適切な清掃方法により定期的に清掃されていることを確認する場合は使用を可とする。
- ・(トイレの混雑が予想される場合)、できるだけ2mを目安に（最低1m）の間隔を空けた整列を促す。

⑥広報・周知

- ・従事者及び来場者に対して、以下について周知する。
 - 社会的距離の確保の徹底
 - 咳エチケット、マスク着用、手洗い・手指の消毒の徹底
 - 健康管理の徹底
 - 差別防止の徹底
 - 接触確認アプリ(COCOA)等のインストールの促進(参照2)
 - **本ガイドライン並びにこれを踏まえた現場の対応方針の徹底及び感染防止のため特に重要な事項を認識できるよう、事業者がガイドラインのチェックリストを作成するよう努める。**

参照1：別添『新しい生活様式』の実践例

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html

参照2：厚生労働省新型コロナウイルス接触確認アプリCOCOA

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html